

昭和五十年一月三十一日受領  
答 弁 第 六 号

(質問の 六)

内閣衆質七五第六号

昭和五十年一月三十一日

内閣総理大臣 三 木 武 夫

衆議院議長 前尾繁三郎 殿

衆議院議員小沢貞孝君提出過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小沢貞孝君提出過去の簡易生命保険契約の解約及び保険の目減りの補償  
に関する質問に対する答弁書

一、二、三及び四について

昭和二十四年五月以前の簡易生命保険契約については、加入者の利益を図り、併せて、事業  
経営の効率化を図るため、保険金受取人に、保険金の支払に代えて、保険金及び分配金の繰上  
支払金のほかに特別付加金を含めた特別一時金を支給して、当該保険契約を消滅させるための  
措置を講ずるべく必要な法律案を今国会に提出したいと考えている。

なお、昭和二十四年六月以降の契約については、同年同月以降保険金最高制限額が引き上げ  
られたほか、事務の機械化による効率的な事務処理を進めてきているので、昭和二十四年五月  
以前の契約に対するような特別の措置を講ずることは考えていない。

右答弁する。